

## 連帯保証 分別の利益 宅建 H05-04-2 ≪#857≫

【問】 正誤をつけよ。

AがBに対して負う1,000万円の債務について、C及びDが連帯保証人となった(CD間に特約はないものとする)。CがBから1,000万円の請求を受けた場合、Cは、Bに対し、Dに500万円を請求するよう求めることができる。

【答え】 誤り

≪ポイント≫ 分別の利益 【宅建★基礎必須】

分別の利益 ⇒ 共同保証人は、原則として、**主たる債務の額を平等の割合で分割した額**についてのみ保証債務を負担する

連帯保証に分別の利益はない ⇒ 連帯保証人は、**主たる債務全額**の保証債務を負担する